# 令和5年度(2023年度)前期(特色)選抜 生徒募集要項

熊本県立高森高等学校(全日制)

普通科(グローカル探究コース)・マンガ学科

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町高森 | 557

TEL: 0967-62-0185 FAX: 0967-62-0937

# I 前期(特色)選抜において重視する観点

(1) 普通科(グローカル探究コース)

次の①~③のすべてを満たす者。

- ① 本校の探究活動に積極的かつ主体的に関わろうとする意欲を持ち、地域や国際社会 に貢献したいと考えている者。
- ② 基本的生活習慣が身についており、キャリア形成に向けて学ぶ意欲を有する者。
- ③ 中学校で研究や生徒会活動、ボランティア活動、部活動等に積極的に参加し、高校でもこれらに意欲的に参加したいと考えている者。

# (2) マンガ学科

次の①~④のすべてを満たす者。

- ① マンガ・美術の学習に興味・関心があり、将来マンガ業界やその他、美術・デザイン系の業種で活躍したいという志のある者。
- ② 基本的生活習慣が身についており、キャリア形成に向けて学ぶ意欲を有する者。
- ③ 中学校美術科で学習する基礎的な知識と技術を有し、高校入学後も専門的な知識と 技術を積極的に学ぼうとする意欲にあふれる者。
- ④ 本校の探究活動に積極的かつ主体的に関わろうとする意欲を持ち、地域や国際社会 に貢献したいと考えている者。

# 2 実施学科及び募集人員

- (1)普通科(グローカル探究コース) 28人(募集定員40人の70%)
- (2) マンガ学科

28人(募集定員40人の70%)

### 3 出願資格

入学を志願できる者は、次の(I)、(2)をともに満たしていることを在学又は出身中学校等の校長が確認した者で、かつ、(3)~(5)のいずれかに該当する者とする。

- (I)前期(特色)選抜において、本校校長が定めた重視する観点を理解し、希望する者
- (2) 合格した場合は、必ず入学する者
- (3) 中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。)を卒業した者又は令和5年 (2023年)3月に卒業見込みの者
- (4) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和5年(2023年)3月に修了見込みの者
- (5) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(以下、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を「中学校」という。)

### 4 通学区域等

- (1) 普通科(グローカル探究コース):熊本県下全域
  - ※通学区域外(以下、「学区外」という)となる県外からの出願者に入学を許可しうる数は募集人員の5%以内とする。ただし、宮崎県西臼杵郡高千穂町及び大分県竹田市に保護者の生活の本拠がある出願者については、入学を許可する数を募集人員の20%以内とする。
- (2) マンガ学科:熊本県下全域
  - ※学区外となる県外からの出願者に入学を許可しうる数は募集人員の40%以内とする。

# 5 出願期間

出願期間は、令和5年(2023年) | 月|3日(金)から|月|7日(火)までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による出願の場合は、|月|6日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 6 出願手続等

- (1) 出願手続
  - ア 出願者による手続

出願者は、次の書類等を在学する中学校長又は出身中学校長(以下、「出身中学校 長」という。)を経由して本校校長に提出する。

- (ア) 入学願(本校所定のもの)
  - a 入学願記載事項の証明に当たっては、出身中学校長は、厳正な調査に基づいて責任ある証明をすること。
  - b 本校の学区外の中学校出身者で、学区内(熊本県内)として出願する者は、保護 者の生活の本拠が学区内にあるということを証明できる書類を添付すること。
  - c 学区内、学区外の記載について疑義がある場合は、本校校長は、出願した者に対し、その保護者の生活の本拠が学区内にあるということを証明する書類を提出させることがある。
  - d 入学願の「保護者」の「氏名」及び「生活の本拠」欄については、次のとおりと する。
    - (a) 「生活の本拠」欄は番地等の記入を要しない。
    - (b) 事情がある場合は記入を要しない。なお、出身中学校長は出願期間内に本校 校長に説明をするものとする。
- (イ)受検票(様式3)
- (ウ) 写真票(様式4)
- (工)入学者選抜手数料納付証明書貼付台紙(様式5)

入学者選抜手数料は、2,200円とする。指定の納付書により、令和4年(2022年) | 2月|5日(木)から令和5年(2023年) | 月|7日(火)午後4時までに指定されたコンビニエンスストアで納付後、入学者選抜手数料納付証明書を様式5に貼付する。いったん納付した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。なお、留意事項については、納付書裏面を参照すること。

#### (才) 自己申告書(様式6)

- a 出願者のうち、欠席日数が I 年間で30日以上の者については、自己申告書を提出することができる。ただし、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。
- b 自己申告書(様式6をコピーして使用しても可。)は、出願者本人が記入する。
- c 自己申告書は、本人の氏名、郵便番号、住所を記入した返信用封筒(定形。切手は不要。)を同封の上、厳封した後、出身中学校長に提出する。なお、提出する封筒には、中学校名、氏名を記入しておくこと。また、いずれの封筒も出願者が準備すること。
- d 出身中学校長は、自己申告書が提出された場合、これを入学願、調査書等ととも に、本校校長に提出しなければならない。
- (カ) 県外公立高等学校入学志願についての証明書(様式37) 県外中学校出身者で熊本県立高等学校に出願する者は、上記(ア)~(オ)に加えて県外公立高等学校入学志願についての証明書を添付すること。

#### イ 中学校長による手続

出身中学校長は、出願者から提出された上記アの(ア)~(カ)のほか、次の書類を 本校校長に提出する。

### (ア)調査書(様式7)

a 調査書は、「調査書の記入上の注意」(「令和5年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」50ページ)を参照の上、生徒指導要録に基づいて厳正かつ記載不備のないように作成しなければならない。

県外中学校からの受検者の場合も、調査書は様式7で作成し、評定は I 年~3年までの5段階の評定を記入しなければならない。

- b 出身中学校長は、調査書を令和5年(2023年) | 月|3日(金)から|月|7日(火)午後4時までに、本校校長に提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- c 令和4年(2022年)3月以前に中学校を卒業した者については、当該年度における熊本県立高等学校入学者選抜要項による調査書の様式に従って作成すること。 なお、平成29年(2017年)3月以前に中学校を卒業した者については、調査書の提出を要しない。

### (イ) 成績一覧表(様式8)

- a 熊本県内の中学校長は、当該教育事務所長の証明を受けた成績一覧表を令和5年 (2023年) | 月|3日(金)から|月|7日(火)午後4時までに、本校校長 に|部提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。
- b 熊本県外の中学校長は、成績一覧表(様式8)については、熊本県教育委員会(熊本市中央区水前寺6丁目 | 8番 | 号、熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長宛 て)及び本校校長に各 | 部を令和5年(2023年) | 月 | 3日(金)から | 月 | 7 日(火)までに提出しなければならない。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、当該教育事務所長等の証明はなくてもよい。様式については、本校校長に問 い合わせること。 ウ 本校校長による手続

本校校長は、提出された上記アの(ア)~(カ)を受理した場合は、受検票を交付する。

(2)郵送による出願

郵送による出願の場合は、受検票返送のため、出願者の住所・氏名を明記した返信用定 形封筒(長形3号)に404円(郵送料84円、簡易書留320円)分の切手を貼付し、 同封すること。

(3) 出願の制限

出願は、公立学校のうち、 | 校 | 学科・コース限りとする。第2志望を申し出ることはできない。

(4) 出願変更

いったん出願した場合は、変更はできない。

(5) 出願取消し

やむを得ない事情のために出願を取り消す場合は、<u>令和5年(2023年)|月|8日</u> <u>(水)から|月27日(金)正午</u>までに、本人、保護者及び出身中学校長連署の上、文書 で本校校長に届け出ること。

# 7 選抜

(1) 実施日

令和5年(2023年) I 月24日(火)

(2)検査場

熊本県立高森高等学校

(3)集合時刻・場所

	普通科(グローカル探究コース)	マンガ学科	
集合時刻	午後1時20分	午前8時50分	
集合場所	本校体育館		

- (4)検査内容・選抜方法
  - ①普通科 (グローカル探究コース)
    - ア 集団面接【4割】 | 5分程度
    - イ 文章による自己表現【3割】50分、400字以内 地域社会の課題に関するテーマに対して自分の考えを文章で表現する
    - ウ 調査書【3割】
  - ②マンガ学科
    - ア 実技検査【6割】100分 <鉛筆デッサン(静物写生)>
    - イ マンガと文章による自己表現【3割】60分、10行以内 与えられたテーマについてマンガと文章で表現する
    - ウ 調査書【Ⅰ割】

### (5) 検査時間

①普通科 (グローカル探究コース)

検査内容	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)			
文章による自己表現	13:50	14:40	5 0			
休憩						
集団面接	14:50		各班   5分程度			

#### ②マンガ学科

検査内容	開始時刻	終了時刻	検査時間(分)			
実技検査 <鉛筆デッサン(静物写生)>	9:30	11:10	100			
休憩						
マンガと文章による 自己表現	11:40	12:40	6 0			

#### (6) 受検者の携帯品

受検者は、受検票、筆記用具、消しゴム、上履き、下足入れを持参すること。

なお、マンガ学科受検者は、上記の携帯品に加えて、鉛筆デッサン用具(鉛筆、消しゴム 又は練りゴム、ティッシュ又はガーゼ)、マンガ制作用具(着色は不可)を持参すること。 ただし、下敷き、電卓、計算機能・辞書機能・地図表示機能を持つ時計、移動通信機器 (携帯電話等)等、検査上公正を欠くものの検査室への持ち込みは許さない。

# 8 選抜結果の通知等

選抜結果は、令和5年(2023年)2月1日(水)に、本校校長から出願者の出身中学校 長に通知(様式9)するとともに、合格内定者に対しては、出身中学校長をとおして本人に通 知(様式10)する。

#### 9 合格者の発表

令和5年(2023年)3月6日(月)に、後期(一般)選抜の合格者と同時に、受検番号で発表する。本校における掲示の発表は行わず、特設Webページで発表する。詳細については熊本県教育委員会のホームページで確認すること。

なお、入学願、調査書及び成績一覧表等の提出書類に虚偽の事実を発見した場合は、合格発 表後であっても、その合格を取り消すことがある。

### 10 不合格者の取扱い

- (1)選抜の結果、不合格になった者は、改めて後期(一般)選抜に出願することができる。 なお、本校に再び出願する場合は、出願に必要な書類のうち、調査書、成績一覧表を省略 する。
- (2) 不合格者の中で自己申告書を提出した者については、その自己申告書を出願者本人宛て、親展便にて返却する。

### || 合格者説明会

- (1)日 時 令和5年(2023年)3月24日(金)午前10時
- (2)場 所 本校 第一体育館
- (3) 携帯品 受検票、筆記用具、上履き、下足入れ
- (4) その他
  - アー入学についての諸連絡を行うので、必ず保護者同伴で出席すること。
  - イ 正当な理由が無く無断で欠席した場合は、合格を取り消すことがある。
  - ウ 教科書・副教材等の販売も行う。(令和4年度:教科書は高森町から支援)

# 12 その他諸経費(参考:令和4年度)

- (1) 4月上旬 制服(冬服)・体操服等 約70,000円 ※制服の採寸については日程等調整後、別途お知らせする。
- (2) 入学式当日 入学金 5,650円(高森町から入学金を支援)
- (3) その他

学校徴収金 普通科 (グローカル探究コース) とマンガ学科の学年費 及びマンガ学科の教材費 他 (※4月)

後援会費(保護者会費) 年額50,400円(※5月以降)制服(夏服)購入 約23,000円

### 13 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施に関する受検者への要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、出身中学校長はあらかじめ受検者に次の点の周知をお願いします。

( | ) 感染防止のための注意事項

日頃から感染防止について心がけるとともに、朝などに体温測定を行うこととし、体調 の変化の有無を確認すること。

(2) 医療機関での受診

受検者は、検査前の I 週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

- (3) 受検できない者
  - ア 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
  - イ 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
  - ウ 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所等の健康観察の期間内にある者(ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については「令和5年度(2023年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項」IX 新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施 I (2) オ及びカで示す条件のもと、受検できる。)
- (4)検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自マスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検 者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールド の着用のみの受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、出身中学 校長を通じて本校校長に申し出ること。休憩時間や昼食時、入退場時等における他者との 接触、会話を控えること。

(5)検査当日の服装、昼食

検査当日、検査場の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な日は持参し、検査における指定された席で黙食すること。また、食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。

(6)予防接種

インフルエンザ等の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種 を受けておくことが望ましい。

(7)「新しい生活様式」等の実践

日頃から、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染症対策の徹底を行うとともに、体調管理に心がけること。

※その他詳細については「令和5年度(2023年度)熊本県立高等学校入学者選抜要項」 でご確認ください。

#### 14 その他

- (1) この生徒募集要項に記載のない事柄及び各様式については、「令和5年度(2023) 年度熊本県立高等学校入学者選抜要項」によるものとする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、変更等が必要となった場合は、関係機関をとおして県内の各中学校長に別途通知するとともに、熊本県教育委員会のホームページ(https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/)で周知する。